

国民健康保険料（税）の子どもの均等割廃止を求める意見書（案）

昨年４月から国民健康保険の運営主体が都道府県に移る新たな制度がスタートしました。この最大の狙いは、都道府県から市町村に対して標準保険料率を示し、それに合わせて保険料（税）の引き上げを強要することです。「都道府県化」された国保は今後数年かけ、国保料（税）を標準保険料率の水準に統一させようとしています。市町村が保険料（税）を抑えるために実施している国保会計への法定外繰り入れをしない前提で算定しています。

そもそも国民健康保険保制度は、すべての国民に生存権を保障した憲法第２５条の立場に立って生まれた国民皆保険制度です。しかし、全国知事会などの地方団体が指摘するように、構造的な問題を抱えています。多くの加入者が非正規労働者や自営業者、無職などの低所得者であり、さらに子どもにも均等割として課税する仕組みとなっています。本県の国保加入者は、所得に対し１３％もの保険料（税）を負担し、滞納世帯は加入者の１８％にも上ります。

政府は、重い負担となっている国保料（税）を引き下げるために均等割、平等割（世帯割）をなくし、協会けんぽ並みの保険料（税）となるよう公費の投入を求めます。少なくとも子どもの均等割については廃止することを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３１年３月 日

茨城県議会議長 川津 隆

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣